



# 医療福祉相談室 だより

2013年10月  
第11号

松和会 MSW 部会

## コラム 旅行透析について② ～海外編～

透析治療は透析設備がある国ならどこでも受けられる治療です。

日頃からご自身の透析をよく知り、体調管理を行ったうえで、主治医の許可があれば旅行を楽しむことができます。

旅行透析をすることは難しいと考えがちですが、国内外問わず様々な施設での透析経験は、充実した透析生活を考えるきっかけにもなります。

そこで、今回は海外旅行をする際に必要な手続きをご案内します。

### 旅行前の準備について

- ① 主治医の許可を得る。
- ② 透析施設の予約を取る。
- ③ 主治医に診療情報を作成してもらい海外透析施設へ提出する。

※ 診療情報作成は英語での記入が一般的となります。肝炎や HIV など感染症の検査が必要な場合もあり、検査に2週間程度を要します。この診療情報をもとに、予約した透析施設が受け入れの可否を判断するので、旅行の1ヵ月前までには提出するようにしましょう。

### 透析施設の予約方法について

- ① 個人で行う。
- ② 旅行代理店や海外透析予約代行会社に依頼する。

※ 近年海外旅行を楽しもうという透析者も多くなり、旅行業者からも透析治療をセットにした海外旅行プランの案内も見受けられます。代理店や会社によって対応可能な国や地域が異なり、料金体系にばらつきがあります。詳しくは医療ソーシャルワーカーにお尋ねください。

### 医療費の支払い方法について

治療の初日或いは最終日にまとめて支払います。

※ 透析予定施設の支払方法を事前に調べておきましょう。領収書は帰国後必要となりますので、必ずもらってください。



## 医療費はどれくらい？

現地での支払いは全額自己負担です。

- ※ 透析の費用は国や地域によってばらつきがありますが、目安としては1回あたりアメリカ5~6万円、ヨーロッパ6~7万円、アジア2万円程度 となります。

## 現地で支払った医療費は返ってくる？

国民健康保険または社会保険などに加入していれば、帰国後の申請で医療費の一部が給付されます。保険で認められた時の自己負担額は、透析治療の場合は特定疾病療養受療証が利用できます。

一般的には各保険者から渡航前に申請に必要な書類を取り寄せて持参し、現地の医師に英語で記入を依頼、領収書を受け取ります。複数の施設で透析を受ける場合は、施設ごとに書類の作成が必要です。

また月を跨いで透析を受けた場合、月ごとの書類が必要です。書類を日本語に翻訳し、帰国したら加入する公的医療保険（保険者）の窓口で申請します。

申請期限は帰国後2年以内です。申請後約1~2ヵ月で給付決定日の外国為替換算率が用いられ医療費の一部が支払われます。

### < 窓口 > 各保険者

全国健康保険協会・・・社会保険事務所

健康保険組合・・・各健康保険組合

市町村国民健康保険・・・住民票のある市町村役場の国民健康保険係

国民健康保険組合・・・各国民健康保険組合

### < 必要なもの >

- ① 療養費支給申請書
- ② 診療内容明細書（日本語訳）
- ③ 領収明細書（日本語訳）
- ④ 領収書原本
- ⑤ 健康保険証
- ⑥ 被保険者の印鑑
- ⑦ 被保険者の口座番号

- ※ 必要なものが組合ごとに異なる場合があります。  
事前に問い合わせると確認すると良いでしょう。



海外で透析を受けるには一定の手続きが必要です。

海外の透析施設とのやりとりをはじめ、普段透析を受けている施設の主治医やスタッフの協力も不可欠なので、余裕を持って準備を整えることが大切です。